

## 高麗川地区第 3 回学校運営協議会会議録

高麗川地区第 3 回学校運営協議会の会議結果は、次の通りです。

日 時	令和 5 年 1 0 月 2 6 日 (木)
場 所	日高市立高麗川中学校
出 席 者	栗原 谷野 高麗 馬場 中野 谷口 佐々木 塚越 加藤 今野 小坂井教育指導幹 久米 藤倉 宮川 半田 林 長野
欠 席 者	
審 議 事 項 及び決定事項等	<p>1 1 2 月に第 3 回埼玉県活動報告会開催 学校長の名前で zoom に入って第 2 部の分科会 で協議を行ってもらう予定。</p> <p>2 中学校のクラブ活動について</p> <p>3 パリオリンピック出場内定 小山選手 (ホンダ) の母校訪問 1 1 月 2 4 日 (金) 小学校で 4 校時 (講演) →給食 中学校で 5 校時 (講演) の流れ 学校運営協議会の人たちにも見に来てほしい</p> <p>4 ふれあい推進委員の活動について 昨年度と何も変わらない。お互いに声をかけて 健全育成会にも周知と協力をしていく。</p> <p>5 中学校のクラブ活動の事前実践事業 (サッカー部) の導入について</p> <p>6 小学校の運動会 昨年から 6 年生の全員リレーをなしにした。 →なかよし運動会で全員リレーがなくなったため。</p> <p>7 今後の日程について 令和 6 年 1 月 2 6 日 (金) 高麗川小学校</p>

<p>会 議 資 料</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 令和5年度第3回高麗川地区地域学校協働本部役員会次第</li> <li>2 小中一貫広報原稿</li> <li>3 高麗川地区青少年健全育成の会 令和5年度活動報告</li> <li>4 高麗川小中学校研究だより</li> <li>5 地域学校協働活動支援総括表（令和5年度）</li> <li>6 令和5年度高麗川小学校区放課後子ども教室</li> <li>7 令和5年度高麗川小学校下校予定時刻【11月】</li> <li>8 令和5年度高麗川小学校保護者アンケート</li> <li>9 令和5年度高麗川中学校保護者アンケート</li> <li>10 R5 全国学力・学習状況調査質問紙（小中学校）</li> <li>11 高麗川地区健全育成の会活動写真</li> <li>12 埼玉県地域学校協働活動情報通信</li> <li>13 令和5年度埼玉県新たな地域クラブ活動 実証事業（サッカー部）の実施について</li> </ol>
<p>会 議 の 経 過</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 開会の言葉（委員長）</li> <li>2 校舎案内</li> <li>3 挨拶 日高市教育委員会 小坂井教育指導幹</li> </ol> <p>活動実践報告会を開催することになった。 第3回の発表 12月にZoomで入って行う予定 第2部の分科会に入って協議を行う。 チーム分けして入る。</p> <p>高麗川中学校長 体育祭での縦割りの活動がよかった。体育祭後もお互いにメッセージを交換している縦割りの効果が出ている 11月1日合唱祭、アリーナで行われる。 現在は合唱祭前で歌声の響く学校になっている。</p>

#### 4 説明・協議

- (1) 小中一貫教育について（藤倉教頭）  
コミュニティスクールを基盤として  
共通の行事を通して活動  
あいさつ運動、小中歌の交流会の実施  
ふるさと科の交流、おもちゃ作りと高麗鍋の  
レシピとポスター  
学校研究の発表でも注目をあびるような
- (2) お話会のボランティアなどの取り組み（馬場さん）
- (3) 地域学校協働活動について（今野さん）  
今年の活動内容の説明  
お話会のボランティア朝の読み聞かせなどを行って  
いる。月1回  
高麗川小学校の体育館で  
小学校の体育館に西の植木の伐採をし、  
花壇の柵を作るなどの  
  
地域警備の協力防犯活動警備隊  
小学校から下校 ふれあい推進委員会などのネット  
ワークで下校時間を知らせ、ボランティアをお願いし  
ている。  
  
協働本部の活動について、  
商工会へお願いにあがったが、断られた。
- (4) 中学校のクラブ活動について  
国の方でどこまで支援できるか。あまり浸透していな  
い。  
外部の指導者の準備がまだできていない
- (5) クラブ活動の実践事業について（久米）  
子供たちの安全面などを考慮するとなかなか難し  
い。

活動中のトラブルなど中学校で指導していけるが、クラブでの活動になるとどこまでできるのか？

サッカー部の地域以降の活動の実証実験を踏まえて進めていく。

日高市全体としてスタートしていく。

追加説明として（小坂井教育指導幹）

部活動の考え方を変えていく方向で。

教育委員会と地域の動きがかち合ってしまう。

外部委託、責任がとれるもの。

謝金が発生する。

地元の各団体で説明をしていく直接スポーツ協会を通してもらう。自分の愛好のためにやっている。

公民館館長から

昨年度まで生涯学習課

各地区の協働本部で動くことになった。

100に募集したが60人集まった。

かえでっ子アフターすくーる

生物観察とラケットテニス体験を行っている。

学校運営協議会の人に周知しておきたい。

28, 29公民館の文化祭を行う。

ふれあい推進委員

昨年と何も変わらないので、

お互い声をかけあうことも

健全育成会にもふって一緒に行くこと

連絡しあう

学校評価アンケートについて

紙ベースでなくてgoogleフォームで行う。

全国学調の質問紙から気になるところを15項目ピックアップして情報共有していきたい。

健全育成

市民会議で活動報告をする

小学校校長から

・パリオリンピック MBC

小山選手ホンダに勤めている

高麗川小中学校卒業

11月24日（金）

学校運営協議会の人にも来てもらいたい

小学校で4校時講演をして給食食べて中学校へ

小学校運動会予定通り

昨年度全員リレー削った。

親御さんも残念だ。やめた理由

なかよし運動会をやっていて

児童が減って40人走るの、なかよし運動会で  
やらないので、小学校でもなくした。

働き方改革のこともあるので。

おたすけ綱引きが好評だった。

学校運営協議会の人たちにも意見をうかがっていきたい  
この時期にする理由は熱中症の心配。

今後の予定

昨年度は1月27日（金）でした。

今年度は1月26日（金）その後に新年会を行う。

2部態勢で行う

会場は高麗川小学校

6 お礼の言葉

小中の交流が少しずつできている

子供たちが地域に繰り出していく。そんな協議会

7 閉会の言葉 谷野副会長

子供たちのために地域の人たちが参加できるようにしてい  
きたい。

## 日高市学校運営協議会規則

### (設置)

第1条 日高市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第47条の6第1項ただし書の規定に基づき、日高市学校設置条例（昭和46年条例第40号）に規定する小学校及び中学校における相互連携その他の運営並びに当該運営への必要な支援に関して協議するため、別表左欄に掲げる小学校及び中学校につき、同表右欄の学校運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

### (所掌事項)

第2条 協議会は、法第47条の6第4項から第7項までに規定する事項のほか、前条の設置の目的に係る協議の対象とする小学校及び中学校（以下「対象学校」という。）につき、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第79条の9第1項の規定により小学校における教育と中学校における教育を一貫して施すための必要な支援に関する事。
- (2) 小学校及び中学校において相互に密接に連携し、その所在する地域の特色を生かした教育活動を行うための必要な支援に関する事。

### (法第47条の6第4項の教育委員会規則で定める事項)

第3条 法第47条の6第4項の教育委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 教育目標及び学校運営に関する事項
- (2) 学校施設の管理に関する事項

### (法第47条の6第7項の教育委員会規則で定める事項)

第4条 法第47条の6第7項の教育委員会規則で定める事項は、対象学校の職員の採用、転任及び昇任に関する事項（特定の個人に関するものを除く。）とする。

### (組織)

第5条 一の協議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者について、教育委員会が任命する。

- (1) 対象学校の所在する地域の住民
- (2) 対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者
- (3) 社会教育法（昭和24年法律第207号）第9条の7第1項に規定する地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

3 教育委員会は、前項第1号に掲げる者について委員を任命する際は、公募するものとする。

### (任期)

第6条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補

欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第7条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 協議会に副会長を置き、会長がこれを指名する。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第9条 協議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は関係者から資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第10条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日から平成32年3月31日までの間、第6条の規定の適用については、同条中「2年」とあるのは、「1年」とする。